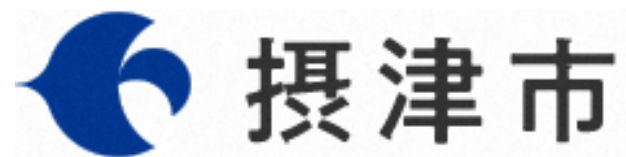


鳥飼まちづくりグラウンドデザイン説明会 資料2

都市安全確保拠点整備計画の内容について

令和4年11月6日



都市安全確保拠点整備計画について

●都市安全確保拠点整備事業

溢水、湛水、津波、高潮その他の自然現象による災害のおそれが高く、かつ、当該災害が発生した場合に居住者等の安全を確保する必要性が高いと認められる区域において、災害時に都市の機能を維持するための都市計画法第11条第1項第10号に規定する「一団地の都市安全確保拠点施設」を整備するために支援を行う事業

都市計画法第11条(都市施設)
第1項 第10号

一団地の都市安全確保拠点施設（溢（いっ）水、湛（たん）水、津波、高潮その他の自然現象による災害が発生した場合における居住者等（居住者、来訪者又は滞在者をいう。以下同じ。）の安全を確保するための拠点となる一団地の特定公益的施設（避難場所の提供、生活関連物資の配布、保健医療サービスの提供その他の当該災害が発生した場合における居住者等の安全を確保するために必要な機能を有する集会施設、購買施設、医療施設その他の施設をいう。第四項第一号において同じ。）及び公共施設をいう。）

●都市安全確保拠点整備計画

都市安全確保拠点整備事業を実施しようとする地方公共団体は、次に掲げる事項を記載した計画（以下、「都市安全確保拠点整備計画」という。）を国土交通大臣に提出するものとする。

- 一 都市安全確保拠点整備計画区域、同区域の位置及び面積
- 二 都市安全確保拠点整備計画区域の整備方針
- 三 交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費
- 四 その他必要な事項

都市安全確保拠点整備計画について

前回（10月16日配布 資料2 3頁）、都市安全確保拠点整備計画骨子（案）として、示した項目について、市として検討を行う

- 1 都市安全確保拠点整備計画区域
- 2 鳥飼地区都市安全確保拠点区域の整備方針
 - 2-1 鳥飼地区都市安全確保拠点整備計画の意義
 - 2-2 鳥飼地区におけるにぎわい等の必要性和自然災害の被害の検討等
 - 2-3 鳥飼地区都市安全確保拠点整備計画の目標
- 3 鳥飼地区都市安全確保拠点施設の概要
 - 3-1 鳥飼地区都市安全確保拠点施設の諸元
 - 3-2 災害時及び平常時の利用
- 4 交付対象事業及び交付金事業者、事業期間、概算事業費
 - 4-1 交付対象事業
 - 4-2 事業期間
 - 4-3 概算事業費
- 5 その他必要事項

国から国土交通大臣へ提出するフォーマットが示されたため、これまで市が検討してきた内容のうち、以下に示す内容を記載したものを「都市安全確保拠点整備計画」として提出することとなった。

- 整備方針
- 一団地の都市安全確保拠点施設（機能、事業期間、概算事業費、面積、事業内容等）
- その他必要事項
（別紙）都市安全確保拠点整備計画区域

都市安全確保拠点整備計画の内容について（素案）

概要

地区名	鳥飼地区
事業者	摂津市
区域・位置	別紙
面積	
整備計画策定者	摂津市
事業期間	
概算事業費	

素案

整備方針

淀川、安威川の水害時に周辺の居住者、滞在者等の安全が確保できる高台の整備と併せて、特に広域避難が難しい障害者や乳児等の避難行動要支援者等が一時的に避難できる施設を建設する。これら施設は、地震時においても同様に機能するものとする。
 平常時の当該施設は、地域コミュニティの形成・強化、コミュニティ活動の活性化、地域のにぎわい創出、孤立化しやすい子育て世代あるいは子ども同士の交流促進、地域防災力の向上等に資する複合型交流拠点、地域子育て支援拠点等として活用する。

一団地の都市安全確保拠点施設(都市計画法に基づき都市計画決定した都市施設)

施設名	機能	事業者	種別	事業期間	概算事業費	面積	事業内容
① 河川防災ステーション	(災害時)淀川堤防復旧工事に必要な資機材の備蓄及び広域避難ができなかった居住者や滞在者等の一時的な避難場所 (平常時)淀川や淀川河川敷を活用した環境教育・防災教育、レクリエーション(スポーツ)、防災訓練等	国	特定公益的施設				備蓄資材置き場、水防センター、水防団用駐車場、ヘリポート、車両交換所、建設機械活動場所、その他(場内道路、のり面、周辺道路等)
			内、交付対象施設 なし	内、交付対象事業実施期間	内、交付対象事業費	内、交付対象面積	内、交付対象事業
② 水防センター	(災害時)淀川の水防活動の拠点及び広域避難が困難な障害者等の避難行動要支援者、広域避難ができなかった居住者や滞在者等の一時的な避難場所 (平常時)地域コミュニティの形成・強化、コミュニティ活動の活性化、地域のにぎわい創出、地域防災力の向上等に資する場	摂津市	特定公益的施設				水防倉庫、防災備蓄倉庫、集中管理室、炊事場、トイレ、一時避難スペース等
			内、交付対象施設 災害対応施設	内、交付対象事業実施期間	内、交付対象事業費	内、交付対象面積	内、交付対象事業 同上
③ とりかいこども園	(災害時)園舎は、こども園園児並びに近隣の広域避難が困難な乳児及びその保護者の一時的な避難場所。園庭は、広域避難ができなかった居住者や滞在者等の一時的な避難場所 (平常時)認定こども園、児童センター、つどいの広場(地域子育て支援拠点)等	摂津市	特定公益的施設				一時避難スペース、防災備蓄倉庫、炊事場、トイレ等
			内、交付対象施設 特定避難支援施設	内、交付対象事業実施期間	内、交付対象事業費	内、交付対象面積	内、交付対象事業 一時避難スペース等

その他必要な事項

--

●今後の流れについて

都市安全確保拠点整備計画（案）の内容を確定



都市安全確保拠点整備計画（案）を市議会へ説明



都市安全確保拠点整備計画（案）のパブリックコメントを実施



都市安全確保拠点整備計画を策定

摂津市都市計画への反映

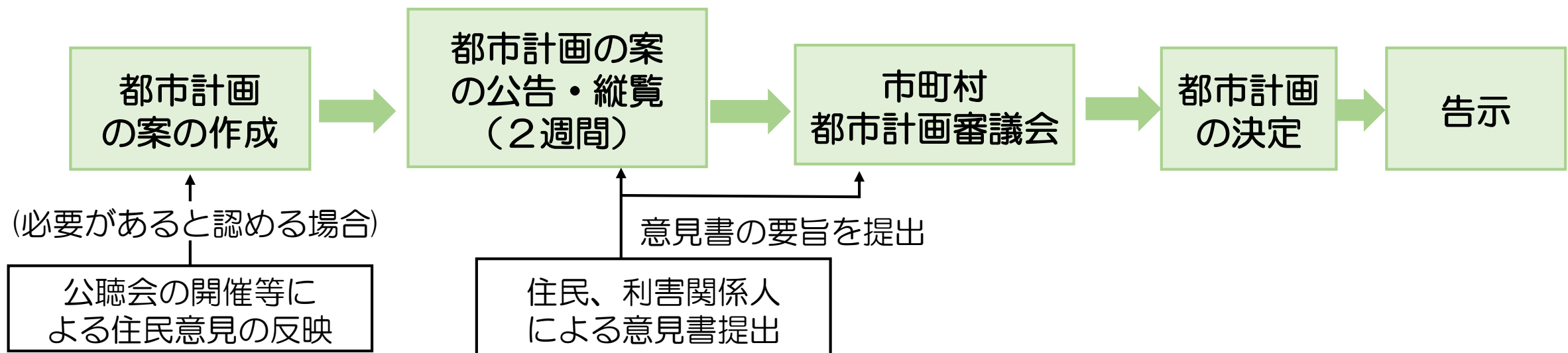
●都市安全確保拠点整備事業の施行地区について

都市安全確保拠点事業の対象となる施設は、都市計画法第11条に定める都市施設に限定されるため、対象施設を市の都市計画に位置付けなければならない。



都市計画の変更をする必要がある

市が定める都市計画の決定手続の流れ



素案

北部大阪都市計画一団地の都市安全確保拠点施設（鳥飼地区）の決定（摂津市決定）

都市計画一団地の都市安全確保拠点施設（鳥飼地区）を次のように決定する。

名称		一団地の都市安全確保拠点施設（鳥飼地区）		
位置		大阪府 摂津市 鳥飼西一丁目・三丁目及び大字鳥飼西の各一部		
面積				
の特定 位置公 及益 び的 規施 模設	特定公益的施設		備考	河川防災ステーションの上面に水防センター、近隣に認定こども園等を配置する。
建築物の高さの最高限度		—		
建築物の容積率の最高限度		20/10以下		
建築物の建蔽率の最高限度		6/10以下		

「区域、特定公益的施設の位置は、計画図図示のとおり」

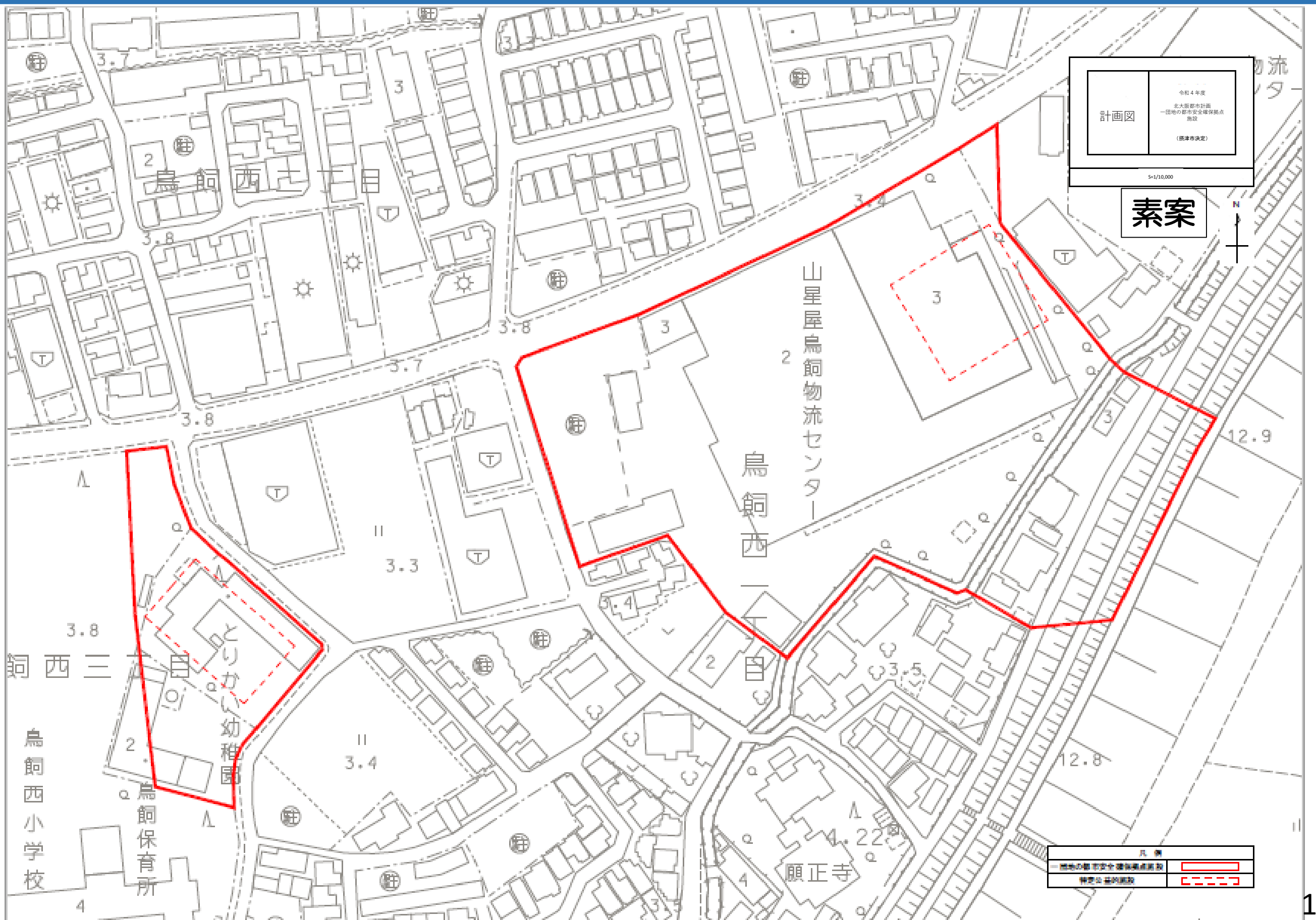
理 由

素案

当該地区は、淀川洪水浸水想定区域図の想定最大規模においてほぼ全域が浸水エリアであり、浸水継続時間は2週間以上が想定されている。また、木造住宅が多い人口集中地区であり、淀川と安威川の氾濫時には居住者等の避難者数に比べ高台の避難場所が十分でないことから、災害対策上危険な状態となっている。

このため、国の河川防災ステーションを核とした高台まちづくりとして、平常時は地域活性化の拠点、災害発生時は居住者等が避難し、一定期間滞在できるようにすることにより居住者等の安全確保の拠点となる、一団地の都市安全確保拠点施設を決定しようとするものである。

都市計画（素案）について



計画図

令和4年度
北大阪都市計画
一団地の都市安全確保拠点
施設
(摂津市決定)

S=1/10,000

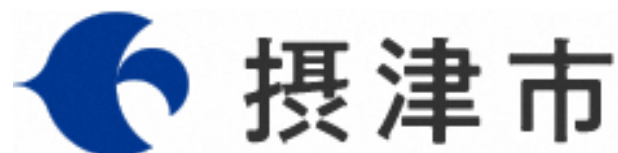
素案

凡例	
一団地の都市安全確保拠点施設	
特定公益的施設	

鳥飼まちづくりグラウンドデザイン説明会

ご参加ありがとうございました

令和4年11月6日



グラウンドデザインへのご意見はこちらから

ご意見・ご感想等何でも
お気軽に送ってください。



メールの場合はこちら↓↓

torikai-machizukuri@city.settsu.osaka.jp